

# 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書の記載方法

この異動届出書は、異動のあった日の翌月10日までに市役所へ提出してください。 記載例

- A 特別徴収継続……………8 ページ
- B 一括徴収……………9 ページ
- C 普通徴収……………10 ページ

## 令和5年度給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）

指定番号	宛名番号	市町村コード	受給者番号	特別徴収税額	6月分	10月分	2月分	(摘要)
住	所	氏	名	個人番号	7月分	11月分	3月分	
					8月分	12月分	4月分	
					9月分	1月分	5月分	
					変更月	月		

### 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

受付印

尾張旭市長 殿  
年月日提出

婚姻等により姓が変わったときは旧姓を記載してください。

令和5年1月1日現在の住所を記載してください。

該当する異動事由に○印を付けてください。

給与支払報告者 氏名 生年月日 個人番号 受給者番号 1月1日現在の住所 異動後の住所	特別徴収義務者 所在地 氏名又は名称 個人番号又は法人番号	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額 月分 月分 から まで	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 月分 月分 から まで	異動年月日 年 月 日	異動の事由 転 転 休 退 死 長 其 勤 職 職 職 亡 欠 他
---	--	------------------	----------------------------	-------------------------------------	----------------	---

異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をABCから選択し該当記号を○印で囲み必要事項を記載してください。

1月1日から4月30日までの退職者等については、一括徴収をしてください。死亡退職者は除きます。

<p><b>(A) 特別徴収継続</b> (ウ)の額を新しい勤務先が給与から徴収)</p> <p>新しい勤務先へは、月額額 円を 月分から徴収し、納入するよう連絡済みです。</p> <p>特別徴収義務者指定番号</p>	<p><b>(B) 一括徴収</b> (ウ)の額も事務所が給与からまとめて徴収)</p> <p>※1月1日以後4月30日までの退職者は一括徴収をしてください。</p> <p>該当理由 1. 異動が12月31日までで一括徴収の申出があったため。 2. 異動が1月1日以降で特別徴収の継続の申出がないため。</p> <p>徴収予定 月 日 徴収予定額 (上記ウと同額) 円</p> <p>納入予定 一括徴収した額は、月分で納入します。(翌月16日納入期限分)</p>	<p><b>(C) 普通徴収</b> (ウ)の額を本人が納付)</p> <p>※未徴収税額を本人に通知しますので、異動後の住所欄は必ず記載してください。</p> <p>該当理由 1. 異動が12月31日までで一括徴収の申出がないため。 2. 異動が1月1日以降だが、5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため。 3. 死亡による退職であるため。 4. その他 ( ) 理由</p>
---	---	---

届出書提出方法  
勤務先 → 1枚提出 → 尾張旭市役所

※ この異動届出書は、異動事由の発生した日の属する月の翌月10日までに必ず提出してください。  
(提出先) 尾張旭市東大道町原田2600番地1 尾張旭市役所 総務部 税務課 市民税係 千488-8666

未徴収税額と同一の額を記載してください。

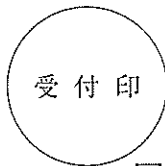
9月分まで特別徴収し、10月分から5月分までを9月分とともに一括して10月10日までに納める場合は「9月分」と記載してください。

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 記載例A  
 転勤等により特別徴収を継続する場合

処理番号	済	変更月期	当年度	次年度
	月期			

給与支払報告  
 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(提出用)



尾張旭市長 殿 ○年○月○日提出		所在地 〒488-00△△ 尾張旭市○○町●●-□□	特別徴収義務者 指定番号 999999
フリガナ	フリガナ	フリガナ	所属
氏名	オ ワリ ○ ○	○ ○ ショウジ	人事課給与係
生年月日	昭和55年 5月 5日	氏名又は名称	旭○○
個人番号	1111111111111111	個人番号又は法人番号	電話
受給者番号	0001	22222222222222	(0561)53-00△△ 内線(333)
1月1日現在の住所	〒488-00△△ 尾張旭市○○町△△-□□	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	異動年月日
異動後の住所	〒 同上	43,200 円	5年8月17日
		(イ) 徴収済額	異動の事由
		6月分8月分 から まで	○ 転 転 休 退 死 長 其 勤 職 職 職 亡 欠 他
		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	
		32,400 円	

異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をABCから選択し該当記号を○印で囲み必要事項を記載してください。

1月1日から4月30日までの退職者等については、一括徴収をしてください。死亡退職者は除きます。

**Ⓐ 特別徴収継続** ((ウ)の額を新しい勤務先が給与から徴収)

新しい勤務先	〒488-00△△ 尾張旭市●●町△△-□□
フリガナ	○ ○ ショウジ
氏名	○ ○ 商会 株式会社
担当者	尾張●● 人事課給与係 電話 54-00△△
新しい勤務先へは、月割額	3,600 円を 9 月分から徴収し、納入するよう連絡済みです。
特別徴収義務者指定番号	888888

**Ⓑ 一括徴収** ((ウ)の額も事業所が給与からまとめて徴収)

※1月1日以後4月30日までの退職者は一括徴収をしてください。

該当理由を1-2から選び○印を付けてください	1. 異動が12月31日までで一括徴収の申出があったため。
	2. 異動が1月1日以降で特別徴収の継続の申出がないため。
徴収予定	月 日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円
納入予定	一括徴収した税額は 月分で納入します。(翌月10日納入期限分)

**Ⓒ 普通徴収** ((ウ)の額を本人が納付)

※未徴収税額を本人に通知しますので、異動後の住所欄は必ず記載してください。

該当理由を1-4から選び○印を付けてください	1. 異動が12月31日までで一括徴収の申出がないため。
	2. 異動が1月1日以降だが、5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため。
	3. 死亡による退職であるため。
	4. その他 ( ) 理由 ( )



※ この異動届出書は、異動事由の発生した日の属する月の翌月10日までに必ず提出してください。

〈提出先〉  
 〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地1  
 尾張旭市役所 総務部 税務課 市民税係

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 記載例B  
退職等により残税額を一括徴収する場合

処理番号	済	変	当	次
	月	更	年	年
		期	度	度

給与支払報告  
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(提出用)



受付印	尾張旭市長 殿 ○年○月○日提出		所在地 〒488-00△△ 尾張旭市○○町●●-□□	特別徴収義務者 指定番号 999999		
	フリガナ オワリオ	フリガナ ○○ショウジ	氏名又は名称 ○○商事株式会社	担連 当給 者先 所属 人事課給与係 氏名 旭○○ 電話 (0561)53-00△△ 内線(333)		
	個人番号 又は法人番号 222222222222	個人番号の記載に当たっては、左欄を空欄とし右詰めで記載				
フリガナ オワリオ	氏名 尾張○○ (旧姓)	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 43,200 円	(イ) 徴収済額 6月分 2月分 から まで 32,400 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 3月分 5月分 から まで 10,800 円	異動年月日 6年2月28日	異動の事由 転 転 休 (退) 死 長 其 勤 職 職 職 亡 欠 他
生年月日 昭和55年 5月 5日	個人番号 111111111111					
受給者番号 0001	1月1日 現在の 住所 〒488-00△△ 尾張旭市○○町△△-□□					
異動後の 住所 〒 同上						

異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をABCから選択し該当記号を○印で囲み必要事項を記載してください。

1月1日から4月30日までの退職者等については、一括徴収をしてください。死亡退職者は除きます。

**A 特別徴収継続** (ウ)の額を新しい勤務先が給与から徴収

新しい勤務先(特別徴収義務者)	所在地 〒
	フリガナ 氏名又は名称
	担当者 氏名 電話
新しい勤務先へは、月割額 円を 月分から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
特別徴収義務者指定番号	

**B 一括徴収** (ウ)の額も事業所が給与からまとめて徴収

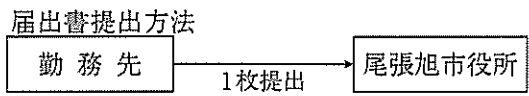
※1月1日以後4月30日までの退職者は一括徴収をしてください。

該当理由を1-2から選び○印を付けてください。	1. 異動が12月31日までで一括徴収の申出があったため。
	② 異動が1月1日以降で特別徴収の継続の申出がないため。
徴収予定	2月28日 徴収予定額(上記(ウ)と同額) 10,800 円
納入予定	一括徴収した税額は 3月分で納入します。(翌月10日納入期限分)

**C 普通徴収** ((ウ)の額を本人が納付)

※未徴収税額を本人に通知しますので、異動後の住所欄は必ず記載してください。

該当理由を1-4から選び○印を付けてください。	1. 異動が12月31日までで一括徴収の申出がないため。
	2. 異動が1月1日以降だが、5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため。
	3. 死亡による退職であるため。
	4. その他 ( ) 理由 ( )



※ この異動届出書は、異動事由の発生した日の属する月の翌月10日までに必ず提出してください。  
<提出先>  
〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地1  
尾張旭市役所 総務部 税務課 市民税係

給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 記載例C  
退職等により残税額を普通徴収に切り替える場合

処理番号	済	変更	当	次
番号	期	月	年	年

給与支払報告  
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(提出用)



尾張旭市長 殿 ○年○月○日提出		所在地 〒488-00△△ 尾張旭市○○町●●-□□	特別徴収義務者 指定番号 999999	
フリガナ オワリ○○		フリガナ ○○シヨウジ	所属 人事課給与係	担当 者先
氏名又は名称 ○○商事株式会社		氏名 旭○○	氏名	電話 (0561)53-○○△△ 内線(333)
個人番号 又は法人番号 22222222222222		個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載		電話
フリガナ オワリ○○	氏名 尾張○○ (旧姓)	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 43,200 円	(イ) 徴収済額 6月分8月分 からまで 10,800 円	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 9月分5月分 からまで 32,400 円
生年月日 昭和55年5月5日	異動年月日 5年8月17日	異動の事由 転勤 退職 退職 退職 死亡 欠勤 その他		
個人番号 11111111111111	受給者番号 0001			
1月1日現在の住所 〒488-00△△ 尾張旭市○○町△△-□□	異動後の住所 〒 同上			

異動後の未徴収税額(ウ)の徴収方法をABCから選択し該当記号を○印で囲み必要事項を記載してください。

1月1日から4月30日までの退職者等については、一括徴収をしてください。死亡退職者は除きます。

**A 特別徴収継続** (ウ)の額を新しい勤務先が給与から徴収

新しい勤務先(特別徴収義務者)	所在地 〒
フリガナ 氏名又は名称	
担当者 氏名	電話
新しい勤務先へは、月割額 円を 月分から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
特別徴収義務者指定番号	

**B 一括徴収** (ウ)の額も事業所が給与からまとめて徴収

※1月1日以後4月30日までの退職者は一括徴収をしてください。

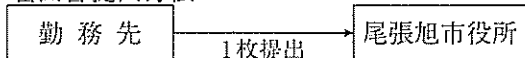
該当理由を1-2から 選び○印 を付けて ください	1. 異動が12月31日までで一括徴収の申出があったため。
	2. 異動が1月1日以降で特別徴収の継続の申出がないため。
徴収 予定 月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円
納入 予定	一括徴収した税額は 月分で納入します。 (翌月10日納入期限分)

**C 普通徴収** ((ウ)の額を本人が納付)

※未徴収税額を本人に通知しますので、異動後の住所欄は必ず記載してください。

該当理由を1-4 から選び ○印を付 けてくだ さい。	① 異動が12月31日までで一括徴収の申出がないため。
	② 異動が1月1日以降だが、5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため。
	③ 死亡による退職であるため。
	④ その他 ( ) 理由 ( )

届出書提出方法



※ この異動届出書は、異動事由の発生した日の属する月の翌月10日までに必ず提出してください。

〈提出先〉  
〒488-8666 尾張旭市東大道町原田2600番地1  
尾張旭市役所 総務部 税務課 市民税係